

# フィリピンの企業会計制度

照屋 行雄  
川嶋 寛武

## 1 会計制度の国際比較

国際会計の分野は、われわれが研究の対象として扱う場合、大きく3つの問題領域に分けて捉えることができる。すなわち、第1が国際間に生ずる個別の会計処理問題、第2が国ごとに異なる会計制度の国際比較問題、および第3が財務会計基準の国際的調和化もしくは融合化問題の3つの領域である。とりわけ、第3の国際会計基準の形成の問題は、理論的な研究の課題であるとともに、国際的な制度形成の手續を伴う実践的な課題ともなっているため、国際会計の中心的な領域となっている。

2003年度神奈川大学大学院経営学研究科の「国際会計特講」は、上記の第2に示す会計制度の国際比較という課題の下に、特にアジア諸国の会計制度について調査・研究することとなった。具体的な研究方法としては選択肢が2つあった。1つは、受講生の中に中国からの留学生が多いことから、発達著しい中国の経済と会計制度に焦点を当て、やや詳細に分担研究することが考えられた。2つは、日本に紹介されることが少ないアジア諸国のうち、あえて中国以外の国々を取り上げて、その歴史・文化、政治・経済および企業・会計制度の概要を明らかにすることが提案された。

検討の結果、今年度は中国以外のアジア諸国、すなわち韓国、マレーシア、シンガポール、ベトナム、タイおよびフィリピンの6カ国の経済と会計について明らかにすることとした。これらの国々の企業制度や会計制度については、西洋諸国と比較して日本に紹介されることが少なく、日本で学ぶ会計学徒にとって大きな研究課題となっていると認識したからである。そして、予想を違えず実際に各国の会計制度を調査・研究するに至って、関係する文献・資料が少ないことに加えて、最新の

制度改革や統計データを入手することの困難に直面することとなった。

本稿は、大学院の特講で行った上記の統一テーマでの研究成果のうち、「フィリピンの企業会計制度」のテーマで行った川嶋寛武君の研究成果とそれに対する照屋行雄の指導内容を取りまとめたものである。論文の構成および1章を照屋が企画・執筆し、2～5章は川嶋の執筆原稿に照屋が若干の加筆・修正を施した。

川嶋君は、本学大学院経営学研究科の前期課程2年(指導教授藤田昌久先生)に在学する院生であるが、調査・研究の時間的な制約を打破し、また、文献・資料の入手困難な状況を克服して、フィリピンの経済と企業会計制度について研究の中間成果をまとめることに成功した。記載内容に項目間での精粗があったり、説明記述にぎこちないところが見られるものの、研究の態度は真摯であり、論文執筆についても丁寧に取り組んだと評価できる。当該領域に関する川嶋君の今後の研究の出発点として重要な意味をもっていると思う。本誌編集委員会の格別の理解を得て、研究ノートとして掲載することとした。

なお、本稿の内容については、企業会計研究会(神奈川大学照屋行雄研究室)主催の第14回国際会計ワークショップ(2004年5月14日、於—神奈川大学)で報告を行った。

## 2 フィリピンの概況

フィリピンの正式国名は、Republika ng Pilipinas (フィリピン共和国)である。独立年月日は1946年7月4日(独立記念日はアギナルドが独立を宣言した6月12日。)で、首都はマニラ。大統領はグロリア・マカパガル・アロヨ(第14代)である(2004年1月7日現在)。人口は2000年国勢調査によると76,498,735人とされている(2000年5月1日現在)。

国旗が意味するところは、赤は勇氣(国を守る為に流した国民の血)、青は平和と団結(理想)、白は純潔、三角形は平等(カティプナン)、太陽は自由(国家国民の大いなる歩み)、太陽からのびる8本線はスペインに対する独立武装蜂起に立ち上がった8つの地域(マニラ、ブラカン、パンパンガ、ヌエバエシハ、タルラック、ラグナ、バタンガス、カピテ)、3つの星はルソン、ビサヤ、ミンダナオの各地方を象徴する。なお、戦時には上下逆さまになる。

国土総面積は約28万平方キロメートルである。日本の国土総面積全国で38万平方キロメートル弱であることから、日本よりもかなり小さな国である。気候は雨季

(6～10月)と乾季(11～5月)に分かれる。さらに乾季はクールドライシーズン(11～2月)とホットドライシーズン(3～5月)に分けられる他、1年中降雨があつて雨季と乾季の区別がはっきりしない地方や、乾季の短い地方などがある。毎年熱帯性低気圧や台風の被害が出ている。

公用語はマルコス政権下の73年憲法で「フィリピノ」を国語として発展させることを規定し、タガログ語をベースとした「ピリピノ」と英語を公用語としていたが、フィリピンのマルコス元大統領国外追放の二月革命後の87年憲法で「ピリピノ」に英語や他の地方語を加えた「フィリピノ」を国語と定めた。英語は現在も公用語として重要な位置を占める。

民族について、現在フィリピンの大部分を占めているのは、紀元前後から移住してきたマレー人達の子孫である。さらに2万5千年から3万年前に移住してきたネグリト族の子孫が現在も辺境地に住んでいる。また、棚田で有名なイフガオ族やイスラム教徒など主な少数民族は55程度に分類されるが、その人口は全体の10%に満たない。

宗教はローマカトリックが82.9%と圧倒的多数を占め、次いでプロテスタント5.4%、イスラム4.6%と続く。仏教は0.1%となっている(NSO-1990年)。カトリック教会は大きな発言力があるが、巨大新興宗教団体にも政治的影響力がある。

国民性は「フィリピーノ・ホスピタリティ」という言葉があるように、見知らぬ人に対しても親切であるといわれる。円滑な人間関係を志向するが、恥の意識が強く無神経な言動から思わぬ事態を招くこともある。また南国特有の楽観的な性向もみられる。

教育制度について、初等教育(小学校)は6年間で義務教育。続いて中等教育(高校)が4年間、高等教育(大学)は4年間だが学部、専門分野や各学校によって変わってくる。識字率は95%を超える。日本人学校、インターナショナルスクールなどもある。

通貨はペソ、センタボであり、100センタボスで1ペソとなる。また2004年5月17日現在では1ペソ=2.02円となっている。時差は日本より1時間遅れ。国内総生産(GDP)は3兆9,773億8,000万ペソ(2002)、国民総生産(GNP)は4兆2,327億5,300万ペソ(2002)である(国民経済計算: NSCB)。

在留邦人数については、長期滞在者数が8,681人、永住者数が1,456人、総数が10,137人である(海外在留邦人数統計(外務省一平成13年10月1日現在))。

### 3 フィリピンの経済

#### (1) 主要産業

『アジア・太平洋の税務ガイド』（東洋経済新報社）によると、主要産業は農林水産業（全就業人口の約37%が従事）とされている。フィリピンは、総耕作面積は130万ha以上に達し、米、とうもろこし、ココナッツ、サトウキビ、タバコ、マニラアサといった様々な作物を栽培するのに適している。そして農作物は総じて国内需要を賄うのに十分であり、一部は輸出もされている。さらに約1,500万haもしくはフィリピンの総面積の約半分が、転用可能、またはいかようにも利用可能な地域とされている。また、フィリピンは豊富な天然資源に恵まれているが、なかでも鉱物資源は大規模な工業の継続が可能にほど豊富である。

しかし、フィリピンの最大の財産は、英語を話すことのできる人的資源が豊富なことである。それはフィリピン語とともに英語も公用語とされているためである。さらにフィリピン人は、中等・高等技術製品の生産に熟練し、経営管理能力、コンピュータ技術およびデザインの才能にも長けている。フィリピンの労働力は15歳以上から成り立っている。

#### (2) 経済成長

アジア通貨危機<sup>1)</sup>以降は緩やかな回復基調。02年のGDP成長率4.6%増を記録、政府目標値4.0%を上回った。政府は03年のGDP成長率を4.2%~5.2%増と予測。今後、持続的な成長を維持していくには、経済構造改革、財政赤字解消、不良債権処理、治安回復によるフィリピン経済への信頼回復が課題である。

しかし、2001年には経済は減速。エレクトロニクス製品を中心に輸出の約45%が工業製品を占め、IT関連需要の減退で輸出が大幅下落（6月マイナス24.7%）している。このため工業生産も鈍化。ペソ下落（対ドル相場は8月平均で前年比約13.4%下落）から輸入物価が上昇し、インフレ圧力が高まっている。政府は、貧困政策を重要課題に掲げる一方、ペソ防衛策を7月27日に発表（流動性準備率を7%から9%に引き上げ、米ドルの両替制限強化など）している。

#### (3) 二国間関係

政治的には、外務省によると、両国においては政治的に懸案事項は存在せず、活発な貿易、投資、経済協力関係を背景に、両国の友好関係は極めて良好である、としている。

経済的には以下のような実情が発表されている。

① 貿易品目

輸出－半導体、電気機器・部品、ワイヤーハーネス

輸入－電気機器用部品、乗用車用部品、コンピュータ用部品

② 貿易額（財務省貿易統計、億円）

輸出－6,034（99年）、7,762（00年）、7,790（01年）、8,140（02年）

輸入－9,969（99年）、11,057（00年）、9,951（01年）、10,578（02年）

収支－－3,935（99年）、－3,295（00年）、－2,161（01年）、－2,438（02年）

③ 我が国からの対比投資（比側統計、億ペソ）

（イ）直接投資

19.8（99年）、18.1（00年）、16.7（01年）、14.9（02年）

（ロ）輸出加工区への投資（比側統計、億ペソ）

95.0（99年）、146.4（00年）、196.8（01年）、161.8（02年）

## 4 フィリピンの企業会計制度

### （1）フィリピンの事業形態

『アジア・太平洋の税務ガイド』（東洋経済新報社）によると、フィリピンの事業形態は以下の5つの形態としている。

- ① 内国法人…出資者の国籍に関わらず、フィリピン法によって組織された法人。
- ② 外国法人の支店…国外法によって組織された法人で、事業を営む許可を受けた支店。
- ③ 地域統括本部…アジア・太平洋地域内に存在する関連会社、子会社および支店の監督・連絡・調整を行う。フィリピンにおいて収益活動に従事してはならない。
- ④ 駐在員事務所…駐在員事務所の業務は、本社製品の販売促進活動および本社に関する情報の収集活動に限定されている。収益活動に従事してはならない。
- ⑤ 地域統括営業本部…多国籍企業によってフィリピンに組織された支店で、以下の事業に従事しているもの。
  - ・一般管理および計画
  - ・経営計画および調整
  - ・原材料及び完成品の調達
  - ・財務戦略サービス



- ・市場調査および販売促進活動
- ・訓練および人事管理
- ・物流サービス
- ・研究開発および製品改良
- ・技術サポートおよびメンテナンス
- ・データプロセッシング、交信、および業務開発

## (2) 特定の会計法規

フィリピンの法制度は法典の慣習法との混合物である。前者の法典はかつてスペインに統治されていたため、スペインのものを踏襲したものであり、後者の慣習法のシステムは1898年から1946年の期間に植えつけられたものである。商業取引を管理する法令を含めて、多くのフィリピン法令はアメリカ法を模範としている。これは1899年の米比戦争によりアメリカの支配を受けていた影響が残っているのである。

フィリピンにおける企業財務会計には、特に会社法と改正証券法の2つの法律が関連している。この2つの法律について、『アジア太平洋地域の会計』（九州大学出版会）によると、以下のように定義し、特徴づけている。

「1980年に議会によって制定された会社法は、フィリピンでの会社設立・営業を取り扱う法律の主要部分である。(中略) この会社法は、主として、1906年にフィリピン議会によって制定され、またアメリカ会社法を基礎とした旧会社法を模範としている。会社有価証券の発行を通じての財務の拠り所は、1982年2月に制定された改正証券法によって統括されている。この法は1933年のアメリカ証券法を手本としており、(a) 適切で、信頼できる財務情報を公衆に提供することを発行者に要請することによって有価証券の流通と、(b) 有価証券市場の運営を含む証券取引を規制している。

会社法と改正証券法は、フィリピン証券取引委員会によって管理され、実施されている。会社法について言えば、証券取引委員会は、この法のもとで登記されたすべての会社に最低限の報告要請を命じている<sup>2)</sup>。すべてこのような会社は、独立公認会計士によって監査された、前期の会計年度を含む年次営業報告書と貸借対照法を、証券取引委員会に提出することが要請されている。証券取引委員会は提出を求めている財務諸表の様式と内容を規定している。もっとも、これは、何が財務諸表に含まれるべきかの一般的な記述に限られているのであるが。証券取引委員会は改正証券法のもとで、公衆に発行された証券について報告要請を実施し、その内容を規定している。

上記の会社法の規定の適用は、会社の規模に対してよりもその法的な形態に関わっている。フィリピンで営業活動に従事するすべての会社は、営利か非営利かにかかわらず、証券取引委員会に登録しなければならない。さらに、フィリピン民法のもとでは、現金あるいはその他の財産で3,000ペソ以上の資本を持つ組合は証券取引委員会で認可され、登記されなければならない。改正証券法の規定は、ただ、公衆への株式公募<sup>3)</sup>を通じて資本を調達しようとする、あるいはそうした後に、フィリピン証券取引所のような組織的な証券市場で自己の証券の取引を行おうとする会社にも適用されるものである。

他方、証券取引委員会によって公布された一定の規制は、一定の規模の会社のみにも適用される。たとえば、監査済みの財務諸表の提出に関する規定は、最低5万ペソの払込資本を有する会社、20人以上の株主を持つ会社、有価証券を公衆に売り出し公募している会社、および外国会社の支店に関わっている。」

以上をまとめると次のような表となる。

	会社法	証券法
制定年度	1906年	1982年
役割	フィリピンでの会社設立・営業を取り扱う法律の主要部分	会社有価証券の発行を通じての財務の拠り所
管理者	フィリピン証券取引委員会	
意義	最低限の財務報告要請	公衆に発行された証券について報告要請
適用範囲	フィリピンで営業活動に従事するすべての会社	公衆への株式公募を通じて資本を調達しようとする、あるいは、証券市場で自己の証券の取引を行なおうとする会社のみ適用

### (3) 会計基準の設定機関

会計基準の拠り所となる組織は、主に以下の4つとなる。

- ・会計基準評議会
- ・専門職規制委員会
- ・会計審議会
- ・フィリピン公認会計士協会

上記の組織はそれぞれ、各組織が発表した基準を承認し合い、それぞれが違う立

場から会計基準をみているのである。『アジア太平洋地域の会計』（九州大学出版会）によると各組織は次のように定義される。

① 会計基準評議会

現在最も直接的に規準の発案と展開に関わっている。フィリピン会計士協会の支援の下で、フィリピンにおける一般に認められた会計原則（GAAPs）を確立し、改善するために創設された。

② 専門職規制委員会

主たる機能は、シュシュの専門職や職業の規制・免許の授与に関わる政府の製作を管理し、実施し、施行を促す。会計基準評議会によって交付されたすべての財務会計基準を承認する。

③ 会計審議会

主たる目的は、フィリピンにおける会計実践を監督し、統制し、規制すること。会計基準評議会によって交付されたすべての財務会計基準を承認する。

④ フィリピン公認会計士協会

公的業務、工業、政府、教育におけるフィリピン公認会計士を代表する公認の団体。国際的な舞台で行動している。

フィリピンでは、会計基準評議会が中心となって会計基準の設定を行なっている。会計基準を設定する際に会計基準審議会が採用する手順は、国際会計基準委員会とアメリカ財務会計基準審議会による場合と同じである。会計基準は、会計基準評議会のメンバー及びその他の専門家で構成されたタスク・フォースが公開草案を作成し、会計基準評議会のメンバーのうち一定人数によって承認されると、フィリピン公認会計士協会、フィリピン財務経営者協会のメンバー及びその他の利害関係者に配布され、コメントを求める。コメントは原則として60日間公開され、会計基準評議会及びタスク・フォースによって検討され、公開草案に改訂が加えられる。改訂草案は一定人数の評議員によって承認されると、財務会計基準所（SFAS）として公表される。SFASはさらに会計審議会及び専門職規制委員会の承認を得た後、財務報告を規制する法律となる。

従って、フィリピンにおける財務会計基準書は会計基準評議会を中心とする会計規制団体により制定される法律であり、財務諸表はこの基準書に準拠して作成されるのである。

会計基準の設定を行う機関の沿革およびそれぞれの組織の詳細について、『アジア太平洋地域の会計』より以下のように表されている。



大統領令第692によって1975年に発布された改正会計法は、この国の公認会計士のために諸規則を公布し、専門的な基準を設けるための権限を付与された唯一の権威ある機関として会計審議会を置き、そのメンバーを指名した。現在最も直接的に基準の発案と展開に関わっている機関は、会計基準評議会である。これらの機関について以下に詳述する。

専門職規制委員会は、1973年に大統領令第223によって設立された。その主たる機能は、種々の専門職や職業の規制・免許の授与に関わる政府の政策を管理し、実施し、そして強く施行を促すことである。専門職規制委員会には、個々の専門領域に責任を持つ会計、工学および医学に従事する人々を含むいくつかの審議会が存在している。高度に専門的で、倫理的で、技術的な基準を十分に発展させ、保持させる方策の採用が保証されるように、一般に審議会は専門職にある人々の実践を監督する責任を負っている。審議会に関する法令は、法的な効力を有する以前に専門職規制委員会によって検討され、正式に承認されなければならない。

会計審議会は、会計士のメンバーの推薦に基づいてフィリピン大統領によって指名される7人のメンバーから成る。審議会の主たる目的は、「フィリピンにおける会計実践を監督し、統制し、規制すること」である。会計専門職への加入は、とりわけ審議会が管轄する公認会計士協会の資格試験に合格することが条件付けられている。大統領令第692によれば、「会計業務」は、公的な会計業務のみならず、政府、商業、工業、学校でのそれを包含している。これらのいろいろな範疇については、特別条項による専門職倫理コードが公認会計士協会の援助をもって1978年に公布され、専門職委員会によって承認された。会計審議会には、審議会によって公布されたその他の規則と同様に、申し立てられた倫理コードの違反を調査する権限を付与されている。専門職規制委員会と共に、会計審議会は、会計基準評議会によって公布されたすべての財務会計基準を承認する。

フィリピン公認会計士協会は1929年に成立し、1975年に公的業務、工業、政府、教育におけるフィリピン公認会計士を代表する公認の団体として再組織された。会計基準評議会の形成以前には、フィリピン公認会計士協会は、会計実践と監査基準について勧告する主たる源であった。それはまた、そのメンバーのために専門職としての行為規則を公布した。フィリピン公認会計士協会は国際的な舞台で、積極的に行動してきており、1957年に第1回会計士極東会議を、そして1979年に第9回アジア太平洋会計士会議を後援した。それはまた、1976年に、その後アセアン会計士連盟の形成へと導いた第1回アセアン会計士フォーラムの組織化に貢献した。当協

会は、会計の調和化と監査基準に関連した2つの国際的な組織（国際会計基準委員会と国際会計士連盟）のメンバーである。

会計基準評議会は、フィリピン会計士協会の支援のもとで、フィリピンにおける一般に認められた会計原則（GAAPs）を確立し、改善するために1981年に創設された<sup>4)</sup>。評議会は8人のメンバーから成っている。つまり、フィリピン公認会計士協会からの4人、3つの規制機関（証券取引委員会、中央銀行、会計審議会）からの各4名、およびフィリピン財務経営者協会からの1名<sup>5)</sup>。会計基準評議会は、専門職規制委員会が承認した際にはフィリピンにおけるGAAPsを構成することになる財務会計基準ステートメントとそれに関連する注釈を公布している。これまで、会計基準評議会は、フィリピン公認会計士協会、国際会計基準委員会、アメリカ財務会計基準審議会がより早い時期に出した見解をこれらの基準の基礎としているのである。

## 5 フィリピンのディスクロージャー制度

### （1）財務報告と基準

フィリピンの基準設定については、アメリカの影響を強く受けてきた。例えば、会計基準を設定する場合には、会計基準委員会は国際会計基準委員会やアメリカ財務会計審議会といったような団体によって公布された基準を特に斟酌<sup>しんしゃく</sup>している。つまり、フィリピンの財務報告制度は会社法、証券法、及び会計基準書の基底に従って行なわれているのである。フィリピンにおける会計情報の基礎を形成する財務諸表は、貸借対照表、損益計算書・利益剰余金計算書と財務状態変動表<sup>6)</sup>から成っている。

『財務報告制度の国際比較と分析』（税務経理協会）によると、フィリピンでは、ディスクロージャーする財務諸表には、一般的目的と質的目的が存在するとされている。一般的目的とは、以下の5項目である。

- ① 企業の経済資源と債務についての信頼できる財務情報を提供すること
- ② 企業の資源の変動について信頼できる財務情報を提供すること
- ③ 企業の潜在的利益を評価する財務情報を提供すること
- ④ 経済資源と債務の変動におけるその他の情報を提供すること
- ⑤ 財務諸表に関するその他の情報を提供すること

さらに質的目的には以下の7項目が存在する。

- ① 目的適合性…会計情報が投資家の意思決定に役立つこと
- ② 理解可能性…提供される情報が理解可能なものでなければならないという特性
- ③ 検証可能性…1つの経済的事象に対して同じ測定方法を用いれば、測定者が多数でも同じ結果を得ることができること
- ④ 中立性…情報を提供する利害関係者によって報告内容が変わらないこと
- ⑤ 適時性…会計報告書は期末後に早急に公表され、適時性を維持すること
- ⑥ 比較可能性…過去の業績との期間比較、客体比較ができるよう比較可能性を確保できるようにすること
- ⑦ 完全性…企業の経済活動を全般的に描写できるように情報を提示すること

また、財務諸表の具体的項目として、以下、『アジア太平洋地域の会計』（吸収出版会）を参考として、具体例をいくつか挙げていく。

会計基準評議会の経過的な条項規定のもとでは、会計基準評議会の公布によっていまだ取って代わられていないフィリピン公認会計士協会によって公布された会計原則公報は、この国のGAAPの一部を形成し、少なくとも5つの会計原則公報がこれまで取って代わられていない、としている。すなわち、所得税会計、退職金プランの原価に関する会計、中間財務報告、物価変動への会計の反応、負債の非現金項目による返済、調整のための会計<sup>7)</sup>である。これらは、1970年から1981年までの間に公布された24の会計原則公報と1つの特別公報の中で効力を有しているものである。

資産、負債に当てはまる測定公準のほとんどは、棚卸資産の原価の測定方法が原価フロー仮説（個別法、加重平均法、先入先出法、後入先出法）<sup>8)</sup>の1つを用いて測定される等、アメリカで用いられているかあるいは国際会計基準によって採用されているものと類似している。（ただし、後入先出法は、税法報告目的のためには許容されていない<sup>9)</sup>。）

フィリピンの測定基準は原則として取得原価である。これは、棚卸資産、市場性のある有価証券と投資のような一定の資産については取得原価か市場価額の低い方によって修正されうる。固定資産については、また独立した専門家によってなされた鑑定に従って取替原価に基づく高い価格への再評価が許されているのが特徴である。これはアメリカの基準と違う唯一の重要なものである。

財務報告への意識が高まったのは、過去にフィリピンが経験したインフレによる財務諸表への影響であった。そのため、フィリピン公認会計士協会は、1971年12月に固定資産再評価の特別公報第2を公布し、さらに1985年には会計基準評議会によっ

て公布された財務会計基準ステートメント12において固定資産再評価が取り扱われた。

フィリピン会社法は、企業結合を取り扱うことに関して2つの形態の企業結合会計法、すなわち「買収（パーチェス）法」・「取得法」および「持分（プーリング）法」・「合併法」を認めている。前者の方法は、合併会社が被合併会社を買収するという性質を有し、後者は、2つの企業が合併し、買収して1つの企業になるというよりも、株式持分による支配による親会社、子会社化である。これは、英米的な実践に追随している。現行の基準は、取引が持分法を用いて会計処理される以前に満たさなければならない12の条件を詳記している。これらは、以下のような諸特徴を基礎とした3つの範疇に分類されうる。①結合する企業の属性、②持分が結合される方法、③計画的な取引でないこと。

フィリピン企業法は、「エンティティ（企業組織）」の用語について特に規定していない。しかしながら、以下の事業の法的形態が認められている。(a) 会社、(b) 組合（パートナーシップ）、(c) 共同出資企業、(d) 外国会社の支社、(e) 個人事業。これらの形態のうちで、会社と組合は、それらの所有者とは別個の法人格を持つものとして取り扱われる。会社は、小売、広告、天然資源の採掘・開発といったような若干の事業に対しては、最低の現地所有についての制約に従えば、非フィリピン人によって部分的あるいは全体的に所有されうる。フィリピンの株式会社は、現行の株式法がどう目的のアメリカ法を模範としたものであるから、アメリカのそれに非常に類似している。所有権は株式数に分割され、所有者の責任は会社への投資額に限定される。会社名には、通常それらの法的身分を呼称するために「inc」あるいは「incorporated」という文字が添えられる。

偶発損失準備金と留保性準備金に関する2つのより重要性の小さい問題については、第1に、フィリピンの会計基準は企業に一般的な偶発損失のための準備金を計上することを許していないということが注意されねばならない。偶発的利得は、その実現が実際に確実であると思われな限り、計上されえない。第2に、当期の費用は留保利益にチャージされるのではなく、損益計算書に反映されねばならないけれども、なんらかの合法的な目的での留保利益の積立計上は許されている。積立計上はもはや必要でなくなったならば、それは、直接留保利益に戻し入れられねばならない。

最後に、リース、研究開発および無形資産を含むその他の形態の取引について測定の手引を定義する面では現存の基準は何も述べていないか、明確ではない。フィ



フィリピンの会計基準は、今後リースの問題に取り掛からねばならない。フィリピンにおいてリース金融は一般的な金融形態ではない。それは、チャージされる高い利子率が原因となっている（1992年には率は30%近くに達していた）。

研究開発費の会計も、また同様に特別の国内会計基準によって網羅されていない。広く行われている実践は、繰延計上が正当化される場合を除いて研究開発費を費用勘定にチャージすることである。これに関して、詳細な指針は、再び、しばしばアメリカないし国際会計基準委員会の基準に求められる。

無形資産の場合には、基準は存在するが、その基準は、著作権、ブランド、商標、一手販売権（フランチャイズ）といったようなものに関する特別の評価問題について言及していない。

## （2）フィリピンの財務報告制度

歴史上、フィリピンは1521年にスペインの統治下、1898年以降はアメリカの統治下に置かれたことにより、その法制度はスペインとアメリカの影響を強く受けていた。フィリピンの財務報告制度は、現在、法制度と同様に、アメリカの会計実務および監査実務に従って行われたのである。

フィリピンの財務報告制度は会社法、証券法、および会計基準書（SFAS）の規定に従って行われていて、その多くはIASに準拠している。しかし、それはSFASの中に部分的に採り入れているにすぎない。また、SFASの一部はアメリカの会計基準を採用しており、フィリピンにおいてなんら規定が存在しない分野においては、アメリカの会計基準が指針として利用されている。IASの一部導入に関しては、『財務報告制度の国際比較と分析』（税務経理協会）によると、「IAS 4は減価償却を規定したものであり、森林等の再生可能な資産、鉱物・石油・天然ガス等の再生産不能な資産、試験研究費・開発費、のれんを除く償却資産について取り扱っている。しかしSFAS 6(有形固定資産におけるGAAPの要約)は有形固定資産の償却に限定している」、等があげられている。

さらに、財務諸表以外にも、監査報告書、経営者責務陳述書が開示され、企業によっては、雇用情報・環境情報・地域社会情報などの社会関連情報も開示されている。まだ途上国であるフィリピンでは、海外投資家の目を惹くことは経済的に非常に重要であり、情報開示は株式投資を助長する大きな要素として必要不可欠である。『財務報告制度の国際比較と分析』（税務経理協会）によると、株主の権利に対する意識も着実に広まってきていて、少数株主の権利を守るためにも、ディスクロージャーの必要性が意識されている、と述べられている。



注

1) アジア通貨危機

1997年7月2日のタイの通貨危機に続き、11日にフィリピン・ペソは実質的な切り下げを余儀なくされ大幅に減価した。

経済成長率は、90年代に入ってから政情不安、自然災害、電力不足などにより低迷していたが、93年以降、ASEAN四カ国の中では最も送れて成長軌道に乗った。97年に入ってから投資・輸出の増加により上半期は5.3%の成長をした。しかしながら、ペソ防衛のための高金利による投資の原則や株価の下落により、97年の第三・四半期には4.9%と低下した。

フィリピン経済は、中間財・資本財産業の発達が遅れたことから、経済成長に伴って経常収支赤字が拡大するという国際収支構造をもってきた。96年は景気拡大に伴い資本財輸入が増大したため、経常収支は大幅に拡大した。

このように経常収支赤字が拡大していたにもかかわらず、為替レートが実質上ドルにペッグされていた（固定相場となっていた）ために過大評価となっていたこと、資本流入の多くが短期的な資金であったこと、外貨準備が少なかったこと、対外債務が増大していたことなどの問題を抱えていた。これらのことから、タイバーツの次の標的としてフィリピンペソは実質的な切り下げを余儀なくされたのである。しかしながら、経常収支赤字は低水準であり、また、IMFの監督下で慎重なマクロ政策が採られていたため、バブルを引き起こす局面にまで経済が過熱しておらず、不動産バブルの崩壊という状況は発生していなかった。

2) フィリピンで企業経営活動を始めると先立ち会社法の条項に基づきフィリピン証券委員会に登録することは強制的である。

3) 20人以上への有価証券の売出公募は、「公開公募」であると考えられる。

4) 会計基準評議会は、1981年にフィリピン公認会計士協会の会計調査委員会と、フィリピンにおける財務会計基準と基準設定の現状についての特別研究によってなされた調査に応じて形成された。この研究は、現在における標準設定の勧告的性質の弱さ、その遵守のモニタリングの欠如、専門職以外での十分な協議の不足および米国基準への過度の依存傾向を明らかにした。

5) フィリピン財務経営者協会は、主に事業経営の財務、出納、財務報告等の機能に関係している人々から成る私的な組織である。一般的に、協会の会員は、それぞれの組織における中級経営者、上級経営者の地位にある人々に限定されている。例えば、会計管理者、コントローラー、副社長そして最高経営責任者である。

- 6) 1993年7月に、会計基準評議会は、財務状態変動表に代わってキャッシュ・フロー計算書を作成することを会社に要求する基準を公布した。
- 7) 負債の非現金項目による返済は、債権者に財産を移転して負債を処理する。フィリピンでの比較的一般的な企業実践に関係している。一般的に言えば、利得あるいは損失は、償却された負債額に基づいた勘定において認識される。
- 8) 製造間接費あるいは製品間接費は、合理的で、体系的な基準で棚卸資産に配賦されねばならない。一般販売・管理費は期間原価として取り扱われなければならない。
- 9) 内国歳入局は低価法を認めている。しかしながら、所得を明確に反映する課税計算を求めている内国歳入法、144条と145条のもとで、それは、後入先出法を許していない。後入先出法は、高いインフレの時には著しく圧縮された利益に導くために、許されてこなかったのである。

#### 参考文献

アーサーアンダーセン編『アジア・太平洋の税務ガイド』東洋経済新報社  
2000年。

近藤健彦・中島精也・林康史編『アジア通貨危機の経済学』東洋経済新報社  
1998年。

西村明,ロジャー・ウィレット,ナビール・バイドン編 ; 西村明監訳『アジア太平洋地域の会計』九州大学出版会 1995年。

武田安弘編『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会  
2001年。

外務省ホームページ (2003/11/11)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>

フィリピン・インサイド・ニュース

<http://www.t-macs.com/>